

(別紙)

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(i) 人口

本町では、昭和45年の6,688人をピークに減少傾向が続いており、平成30年4月1日現在では、3,880人、平成37年には、3,532人になることが推計されており、今後も減少する傾向であり、労働者人口の減少も危惧される。

(ii) 産業構造

本町の産業は、建設業や製造業が本町の中核的な産業となっており、木材や木製品、一般機械器具、電気機械器具等、加工組立型産業を中心に事業所が立地しており、事業所数としては建設業・卸売・小売業、製造業及び各種サービス業が多い。

(iii) 中小企業者の実態

本町の多くの事業者は、小規模な経営形態である。また、町内の中小企業者数は、減少傾向に有り、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、このまま現状を放置すると町内の産業基盤が損なわれかねない状況である。また、近郊に大型店舗等が数多く立地したことで消費者が流出し、町内商店の集客が減少している。これらの課題対策や減少を防ぐために先端設備等の導入を促し、労働生産性を向上させ、町内の中小業者が廃業せずに発展し継続していくための基盤とする。

(2) 目標

本町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで更なる経済発展を目指す。これを実現するため、先端設備等導入計画の認定目標件数を10件とし、関係機関と連携し制度周知及び事業者への各種支援策を実施する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えている。これら多種多様な産業の生産性向上を実現するためには、これらに対応する多様な設備投資を支援する必要がある。このことから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則

第1条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、神淵地区、上麻生駅周辺、国道41号線沿いと広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、七宗町全域とする。

(2) 対象業種・事業

(i) 対象業種

本町の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えている。これら多種多様な産業の生産性向上を実現するためには、これらに対応する多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

(ii) 対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等と多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間 国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の確保を図るため、人員削減のみを目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる場合については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・本町における各種税・料金について未納部分がある場合については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定申請に「決算書、登記簿、定款」の添付が望ましい。
- ・先端設備等導入計画の認定通知書に認定申請書の写しを添付するよう配慮する。

(備考)

- ・用紙の大きさは日本工業規格A4とする。